

I 発掘調査に至る経過

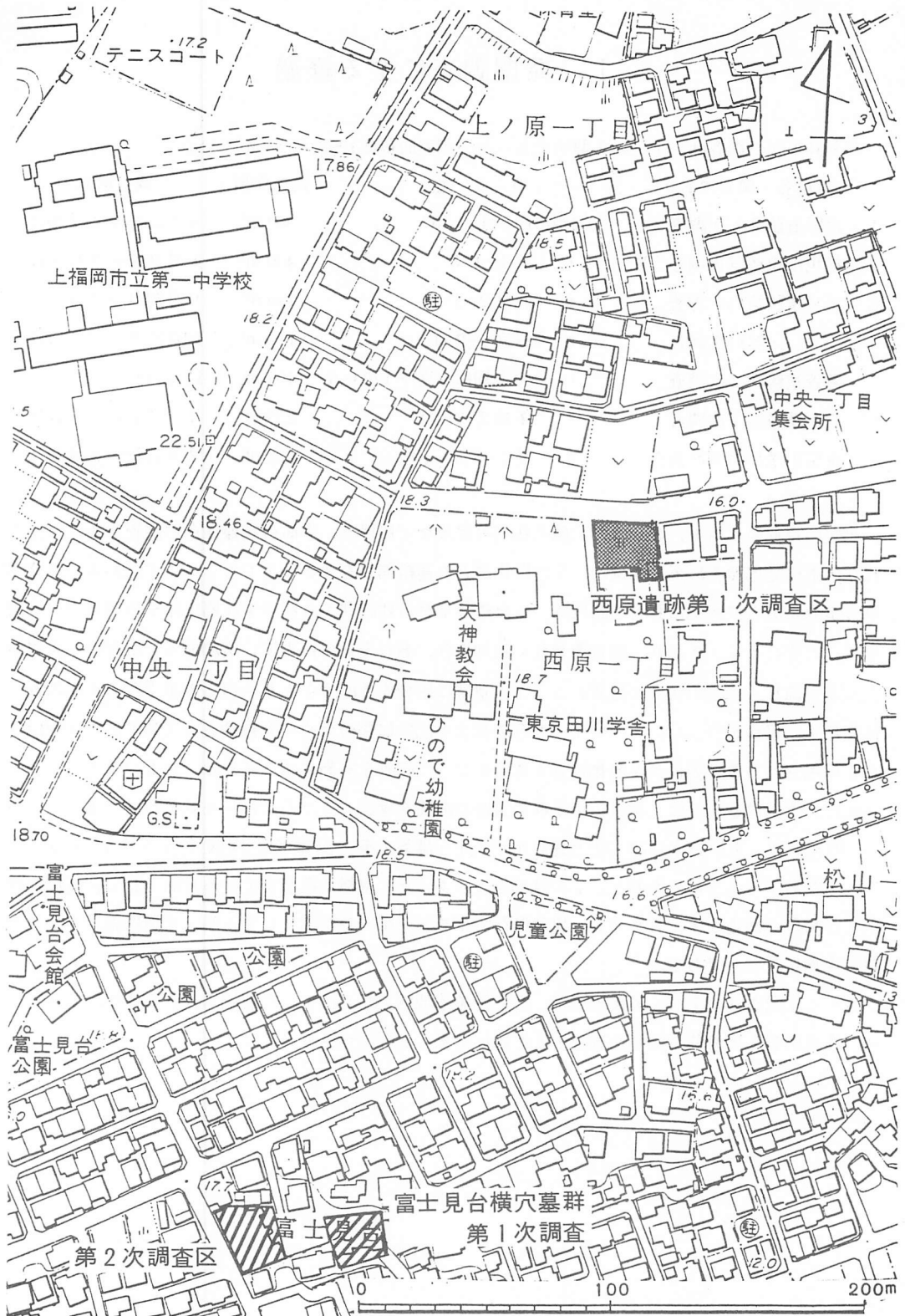
昭和60年度の調査は、下記の7個所であった。調査面積は1996㎡に及んでいる。

(遺跡名・調査次名)	(所在地)	(調査面積)	(調査期間)
1 西原遺跡第1次調査	上福岡市西原1-1-37	360㎡	4月25日～4月30日
2 権現山遺跡試掘調査(第4次) "	滝1-4-8	430㎡	8月9日～9月9日
3 長宮遺跡第14次調査	" 西原2-5-8	156㎡	9月24日～9月27日
4 " 第15次調査	" 長宮2-2-1	116㎡	10月22日～10月31日
5 鷺森遺跡第2次調査	" 大字駒林字高平1293-5	495㎡	12月18日～12月27日
6 松山遺跡第7次調査	" 築地2-3-19	237㎡	1月13日～1月21日
7 権現山遺跡第5次調査	" 滝1-5-9・10	202㎡	2月10日～2月22日

上記の調査のうち1、3～6は、個人住宅の建設などに伴う、事前の記録保存の調査であった。これらの遺跡発掘調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行った。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部都市建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者(原因者)に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者(原因者)から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。

また、上記調査の2は、権現山墳墓群の遺跡の範囲を確認するために行った試掘調査であった。市道202号線は、近い将来、個人住宅建設などに伴う舗装工事、配電管の埋設や取り替えなどが予想されるため、そのための準備としての試掘調査であった。遺構の確認を主たる目的として、遺構が判明した場合、調査せず、埋め戻し、現状保存することを第一の原則として、県文化財保護課の許可を得て実施したものである。

さらに上記調査の7は、隣接場所が、近い将来宅地開発などによって破壊される可能性があるために、権現山第2周溝墓の範囲を確認するために実施したものである。

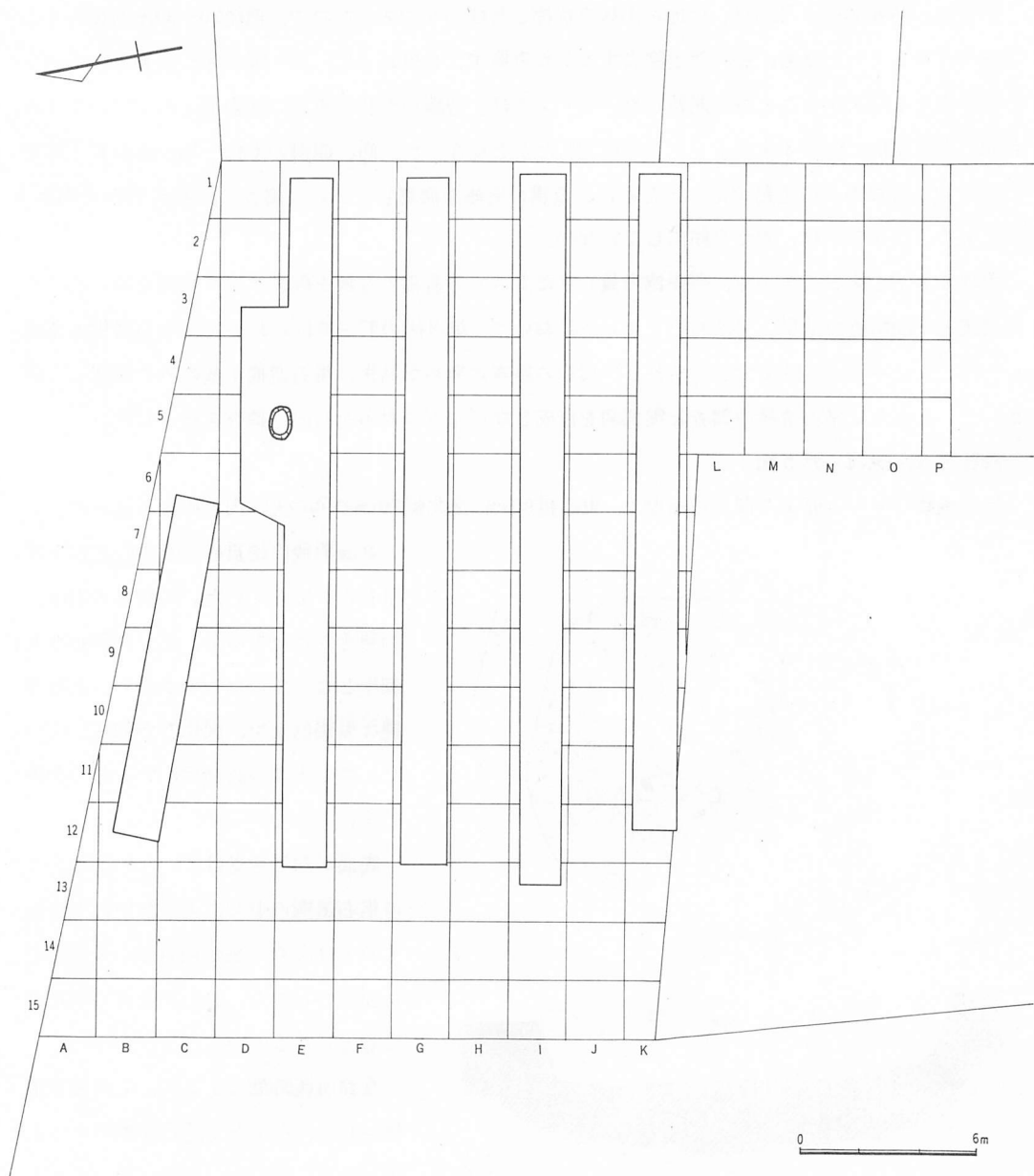


第3図 西原遺跡第1次調査位置図 (1/2500)

Ⅱ 西原遺跡の調査

上福岡市の地形は、上福岡貝塚や権現山墳墓群がある標高18～16mの武蔵野段丘面と、川崎遺跡や滝遺跡・松山遺跡・長宮遺跡などがある標高8～10mの立川段丘面の起伏のある地形と、新河岸川が流れている荒川の沖積地から成り立っている。

今回の調査の対象となった西原遺跡は、標高18mで武蔵野段丘面にのる台地上にあり、東側は緩や



第4図 西原遺跡第1次調査全測図(1/250)

かな斜面になっており、また南側は、約100 mで、緩やかな斜面に移行している。南側には、この斜面を利用した、古墳時代終末期の富士見台横穴墓群が存在している。したがって、この地は、南側と東側に斜面を有する台地上にあっているため、遺跡の立地としては、申し分のない地形的な環境にあると言って良いが、しかし、第3図にも示してあるとおり、早くから市街化が著しかったためと、天神教会の敷地内にあっており、山林地帯が多いため、遺物の散布等については、知られていなかった。

今回の調査区は、台地の東端にあたる部分で、遺跡の状態を知るには良い機会であった。

○調査の経過

調査は、昭和60年4月25日、現地が山林を伐採したばかりであったので、直径20～30 cm前後の木の切株が存在していたため、それ等を除去するため重機で、2 mおきに、第4図に示した通り、トレンチ状に表土を除去することから開始した。トレンチは、台地の形状が東側に緩斜面となっているため、斜面に向う方向に合計4本のトレンチを設定したことになった。尚、西側の(13～15-A～K)区については、現在の生活道路であったために、遺構の有無を確認してから、調査が必要か否かを判断することで、当初からは、表土を除去していない。

重機で表土を除去したのち、調査協力員の手によって、遺構の有無を確認すべく精査に移った。断面確認と平面精査の結果、E区列のトレンチにおいて、第3図のE-5区において、集石遺構を確認したので、D-3～6区までを、拡張し、周辺の精査に努めた結果、集石遺構1基のみの確認にとどまった。ただちに集石遺構の調査と実測図を作成しながら写真撮影を行い、調査を終了した。

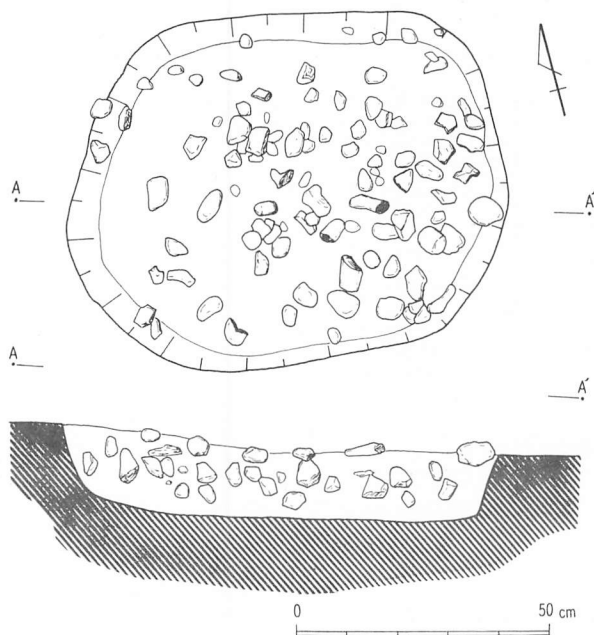
○確認された遺構(第5図)

集石遺構 ローム面より深さ15 cm程で、東西幅90 cm、南北幅70 cmの隅の丸い円形の掘り込みに、3

～8 cm前後の硬質砂岩を中心とした河原石がつまっていた。これらの石は、加熱を受けたもので、半分に割れたり、細片となっていたものが多い。土は単純な黒褐色土で、炭化物が散在していた。この土壌の底面は、まったく加熱を受けていなかった。

底面が加熱を受けていないため、この集石遺構の中で、火をたいたりしたものではなく、別の地点で、多量の石に加熱したのち、この石をこの地に埋めもどしたものであろう。

なお所属時期であるが、この集石遺構からは、まったく時期を判断する土器が出土していないため不明とせざるを得ないが、しかし、I区列トレンチ



第5図 西原遺跡集石遺構実測図(1/15)

より、時期不詳の縄文土器片が2点出土していることから、縄文時代のものである可能性が高い。

Ⅲ 長宮遺跡の調査

長宮遺跡は、これまで13次に亘って調査を実施してきた。第1次調査は、市立長宮保育園建設に先立って実施したもので、中世末～近世の遺跡であることが判明した一連の調査の端緒となったものである。その後、個人住宅建設や分譲住宅建設、公共事業の建築に際して、調査を積み重ねてきたものであるが、調査の総面積は60000 m²以上に及んでいる。それ等の位置については、第6図を参照されたい。

長宮遺跡は、地形的にみると標高9～10mの立川段丘面に位置し、北側には小支谷が確認されたので、それが北限と思われるが、南側、西側、東側は、同じような平坦な地形が続くため、その範囲を限定できないでいる。特に南側は、小字名が、松山に変わるので、「松山遺跡」として調査している。

これまでの調査では、第5次調査で、縄文時代前期関山Ⅱ式期の住居跡が、また、第4次調査で古墳時代終末の住居跡が、各々1軒づつ確認され、それ以外は、中世～近世の溝跡、土壇、井戸跡、ピット群等の遺構が確認されている。現在の畑地は、江戸時代にはすでに耕作が始っていたため、非常に手入れが良く、地表面には、土器片が散布していないため、遺跡の範囲については限定して示すことはできない。縄文時代や古墳時代の住居跡も、発掘調査して「突然、発見した」感が強い。したがって、調査前には、予想できないのが現状である。

1. 長宮遺跡第14次の調査

○調査の経過

今回の調査区は、第11次調査区のすぐ南側に隣接する場所である。調査は、昭和60年9月24日に調査区を設定することから開始した。調査区は、北西の土地境界杭を基準にして2mおきに東西に1～10区、南北にA～H区を設定した。

調査は、当初、G-6、G-8、E-6、E-8の区の表土を除去することにした。この地は、かって30cm程の土盛りを行っていたために、表土を除去するのに時間がかかったが、この地区に遺構が確認されないため、土置き場として、他の区へ調査区を延ばした。

その結果、A-6区に、土壇1基と、2区列と4区列に溝状遺構を確認した。この溝状遺構は、第11次の調査のときにすでに確認しているものであったので、全てを調査せず、第7図に示したように2区列のみを幅2m、長さ8mのトレンチ状に拡張して、溝の状態を観察したにとどまった。

その結果、ほぼ、第11次調査とまったく差がないため、すぐ埋め戻しにかかり、昭和60年9月27日にすべての作業を終了した。

○確認された遺構(第7図)

溝状遺構 第11次調査によって確認されたものの続きであり、断面図、平面図については省略した。出土遺物は、3点の常滑系の大甕の破片が確認された。胴部の小破片なので、図示できない。



1



2

西原遺跡の調査

1 調査の開始

2 集石遺構の精査風景

3 集石遺構の全体

4 集石遺構の下底面の
状態



3

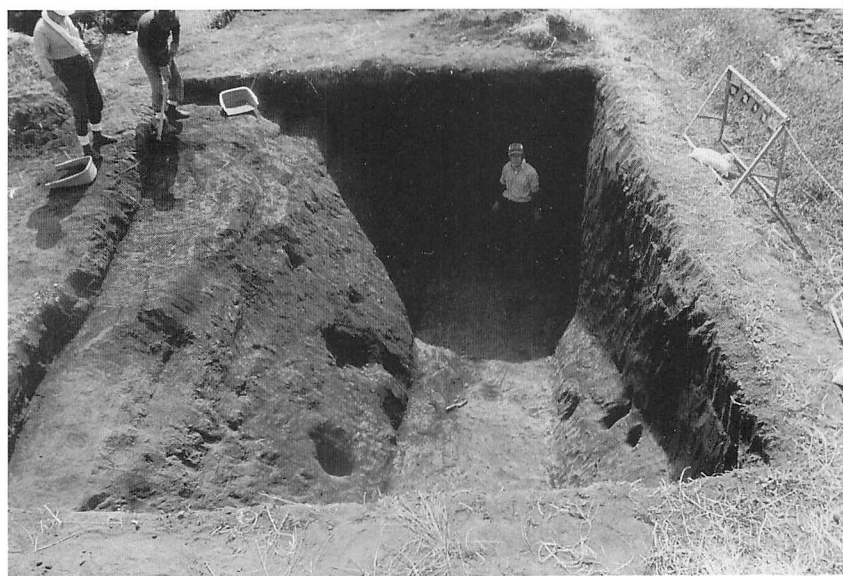


4

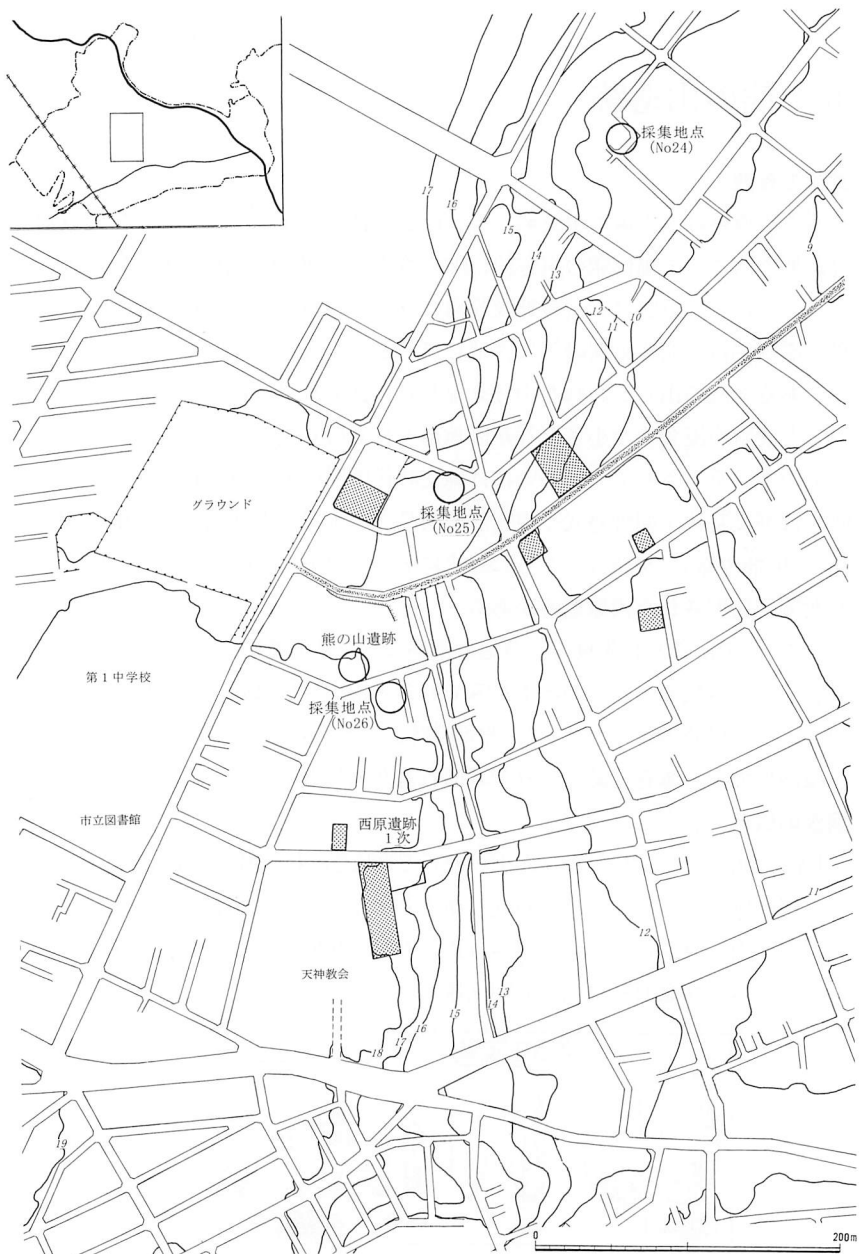
Ⅱ 考 古



○西原遺跡第1次集石遺構（第13-9図参照）



○駒林遺跡1997年度試掘③溝5（第13-11図参照）



第13-7図 上ノ原・熊の山・西原遺跡調査地点全体図〈1/5000〉

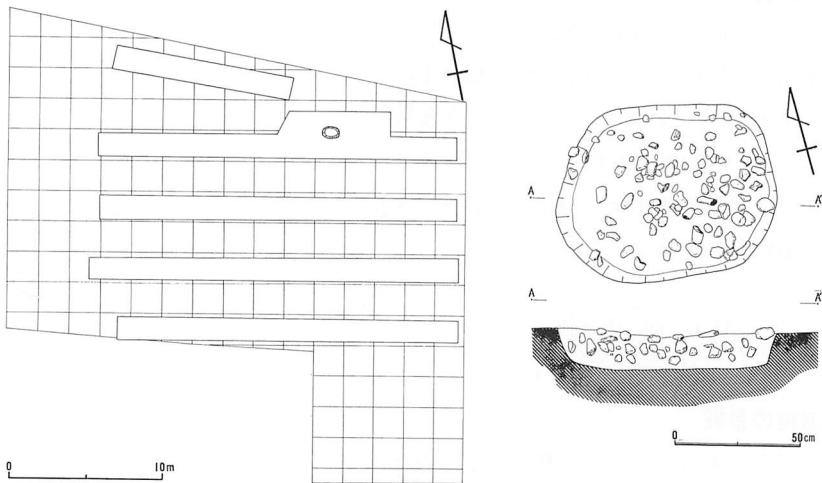
旧石器時代の石器（第13－8図）

いずれも黒曜石製である。1は茂呂型のナイフ形石器で、表面右側辺に鋭い刃部をもち、左側辺は刃潰しの調整剥離が施されている。2もナイフ形石器で、左側辺の刃潰しは先端と基部のみとなる。3は小振りのナイフ形石器で、右側辺の刃部に対して左肩と基部に細かな調整を施す。4は搔器^{そうき}である（文献91－[17]）。総じて、立川ローム層第Ⅳ文化層あたりに帰属するものであろう。

6 西原遺跡

遺跡の景観

西原遺跡^{にしはら}は、市域の中央部、西原1丁目から上ノ原1丁目にかけて所在する縄文時代の遺跡である（第13－7図）。上福岡駅の東方約1kmに位置し、天神教会の北側周辺にあたる。遺跡は、武蔵野段丘面であるいわゆる福岡の台地にあって、標高18mほどの東側縁辺に立地している。いまの上ノ原1丁目に属す遺跡北側には、かつて市立一中のある元熊の山と云われた山林を源とし、長宮氷川神社の裏手方面へ注ぐ湧水が存在していた。昨今では、「谷



第13－9図 西原遺跡第1次集石遺構〈1/500・1/30〉

Ⅱ 考 古

津」という小字名や浸食された微地形にその名残を留めるだけとなった。

同じ台地であって、北方約0.7kmの角地には上福岡貝塚や権現山遺跡があり、一方南側斜面上部には富士見台横穴墓群が築かれている。転じて、東方には緩やかな斜面を介して立川段丘面とされる標高10～8mの小扇状地が続き、滝遺跡・長宮遺跡・松山遺跡など、縄文・古墳・奈良・平安時代のほか中近世にもわたる複合諸遺跡が立地している。

調査の概略

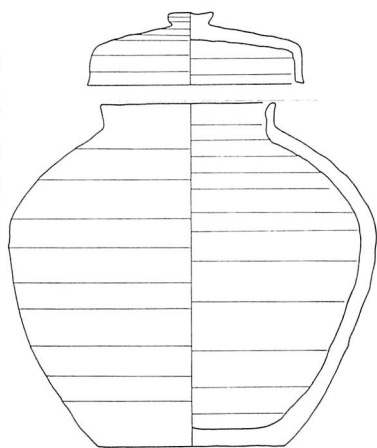
1965（昭和40）年に実施された福岡町遺跡分布調査の際、先に記した谷津の南側付近、「中飛西原」において狭い範囲ながら、縄文時代早期野島式および中期加曽利E式の土器片が発見されている（文献21）。しかし、周辺は早くから宅地化が進行し、また教会敷地内は山林であったため、遺物の散布等についてはその後あまり知られなかった。

1985年4月、教会の東側25m余、標高18mを測る台地縁辺の地360㎡が、個人住宅建設に伴い発掘調査され、縄文時代の所産とみられる集石遺構1基が確認された（文献46）。

1994（平成6）年6月には、教会と上記調査区の間1738㎡が、共同住宅建設に伴い調査対象となったが、遺構・遺物は確認されなかった（文献60）。

集石遺構（第13－9図）

ローム面からの深さ15cmを測る。長径90cm、短径70cmほどの不整楕円形の土坑の覆土中に、加熱をうけた河原石が多数つまり、炭化物粒が散在していた。坑底面には被熱の跡がないので、蒸し焼き等に用いられた施設であろう。



7 鶴ヶ舞遺跡

遺跡の景観

鶴ヶ舞遺跡は、大井町鶴ヶ舞から当市

南台2丁目にかかる複合遺跡である。上 第13－10図 鶴ヶ舞遺跡出土の蔵骨器（1/5）